

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 30
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

大雨被害のお見舞いを申し上げます。

(被害状況とりまとめ報告)

鳥取県では「線状降水帯」による非常に激しい雨が降り、各地で甚大な被害が報告されました。協会では会員の皆様に、被害状況をお伺いするアンケートを7月7日付でFAXし、56件の返信をいただきました。お忙しいなかご協力ありがとうございました。取り急ぎ、集計結果をご報告いたします。

【現状のご報告(7/16時点)】

1.主な被害

- 特に被害なし：49件/56件
- 医療機関：雨もり 5件(米子市2件、倉吉市1件、大山町1件、琴浦町1件)

2.先生およびスタッフの方

- 先生：緊急避難や災害による休診等の報告はありませんでした。
- スタッフ：避難のため出勤できず1件
早退(警報のため、保育園から迎えの要請)1件

※医療機関または自宅の全・半焼、全・半壊、床上床下浸水、一部損壊の被災を受けた場合、保団連から見舞金が支給される場合がありますので、事務局までご連絡ください。



鳥取県内市町村別 支援事業のご案内 (三朝町)



鳥取県内の各市町村では、個別に新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業所に対する支援を行っています。三朝町の支援事業も医療法人・個人開業医ともに申請可能です。詳しくは各市町村のホームページをご覧ください。概要は以下の通りです。

【三朝町】

「三朝町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援交付金」

- ① 町内に事務所又は事業所を有している事業者で、申請日において1年以上継続して事業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業を営む予定であること。ただし、町内に事業実態がないと町長が判断するものを除く。(農業は対象外)
 - ② 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、令和3年1月から同年6月までの間のうち、申請を行う日の属する月の前月までの間で、売上が前々年同月比で15%以上減少した月がある事業者であること。
 - ③ ②に定める前々年同月の売上月額が10万円以上あること。
- ※交付金の交付は、1交付対象者につき、1回限りです。

○交付額 従業員の人数で変わります。(0~1人で10万円、2~5人で20万円...51人以上まで区分)
詳しくは三朝町ホームページをご覧ください。

○申請期限 令和3年9月30日まで

○問い合わせ先 三朝町観光交流課 電話:0858-43-3514